

## 5 「申告書」の作成について

(工場・事業場の移転、閉鎖、建替え、施設の廃止等を含む)

**(問1) 工場・事業場の移転、閉鎖、建替え、施設の廃止（一部廃止を含む）等がある場合、どのように対応すればよいですか？**

(答) 工場・事業場の変更等が生じる場合は、申告書類の送付先の変更や申告内容の変更が必要となる可能性がありますので、賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。機構担当者より折り返しご連絡します。

**(問2) 工場・事業場等を建替えしますが、申告はどうするのですか？**

(答) 同一敷地内又は隣接地に建替えする場合には、建替え後の施設も申告の対象となります。SOx 排出量の実績に基づき申告・納付してください。

**(問3) 工場・事業場を移転・閉鎖したが、今後の賦課金の申告はどのようになるのですか？**

(答) 移転・閉鎖までの現在分と過去分の申告が引き続き必要となり、その後は過去分のみ申告が必要です。

なお、手続としては「名称等変更届出書」に「大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)」を添付し提出してください。申告書類の送付先に変更がある場合については「名称等変更届出書」の送付先欄にその旨記入してください。

**(問4) 工場・事業場を隣接地に移転したが、今後の賦課金の申告はどのようになるのですか？**

(答) 隣接地への移転の場合は、その後も現在分と過去分の申告が引き続き必要となります。

(参考) 隣接地への移転に関して

工場・事業場の具体的な範囲については、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の場合の工場・事業場の概念と同義である。

「すなわち、工場とは、社会通念上、一個の単位として生産活動を行われている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいう。ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてている等近接しており、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれ一個の工場としての独立性がなく、全体を一工場として取り扱った方がよいと認められる場合には、全体を一工場として取り扱うものとする。」

**(問5) 年の途中（前年の6月）に施設の一部を廃止した。この場合、廃止した施設の分のSOx 排出量は申告する必要はあるのですか？**

**また、年の途中（前年の7月）に増設した施設の分のSOx 排出量は申告する必要はあるのですか？**

(答) 前年中（1月1日～12月31日）に当該工場から排出された全てのSOx 排出量が申

告の対象となります。

**(前年の6月に廃止の場合)**

前年1月から廃止した前年6月までの間のSO<sub>x</sub>排出量を申告する必要があります。

**(前年の7月に増設の場合)**

前年の7月に増設した施設の分については、増設した前年7月から前年12月までの間のSO<sub>x</sub>排出量を申告する必要があります。

**(問6) ばい煙発生施設を全て廃止した場合、大防法の届出対象外の施設から排出するSO<sub>x</sub>量も申告するのですか？**

(答) 前年中(1～12月)に当該工場から排出された全てのSO<sub>x</sub>量が申告の対象となります。

大防法の届出対象外の施設から排出するSO<sub>x</sub>量も申告する必要があります。

**(問7) 同一敷地内の施設を更新した場合、算定の対象になるのですか？**

(答) 事業所において前年中に排出されたすべてのSO<sub>x</sub>排出量が申告の対象となります。更新した施設も算定の対象に含めてください。

**(問8) 最大排出ガス量はどのようなものですか？**

(答) 施設を設置する際、大防法の定めにより、ばい煙発生施設等設置届の届出義務がありますので、その届出書の排出ガス量の「湿りの最大値」の合計値を記入してください。休止施設分についても合計に含めます。

**(問9) ばい煙発生施設を増設した場合、最大排出ガス量の合計に加えるのですか？**

(答) 申告年度の初日(4月1日)現在の工場・事業場全体の数値ですので、増設した施設分も加えます。

**(問10) 最大排出ガス量に変更になった場合、現在分SO<sub>x</sub>排出量を算定する上で何か影響はありますか？**

(答) 施設の増設、廃止、能力変更、燃料転換等により最大排出ガス量に変更が生じる場合がありますが、SO<sub>x</sub>算出量を算定する上では特に影響はありません。

申告書には年度初日(4月1日)現在の最大排出ガス量を記入することになりますので、変更後の値を記入してください。

**(問11) 最大排出ガス量がわからない場合は、どのようにすればよいのですか？**

(答) 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。機構で、当該施設的能力等を示す資料を提出していただき、確認した結果を連絡いたします。

**(問12) 業種が変更となりましたが、申告書にはどのように記載するのですか？**

(答) 「申告書類作成マニュアル(青冊子)」の「業種名とその分類一覧」を確認の上、変更後の業種名を記載してください。

**(問 13) 賦課金を延納申請する場合、延納回数は4回未満でも可能ですか？**

(答) 賦課金額が30万円以上である納付義務者は延納することができますが、4回未満は選択できません。「全納」か「4期に分けて延納するか」どちらかを選んでください。

**(問 14) 担当者が変わったが届出は必要ですか？**

(答) 届出の必要はありません。

申告書に新しい担当者の名前を記入してください。申告書類及び納付書の送付先が変わる場合は、「名称等変更届出書」を提出してください。

**(問 15) 申告書の作成担当者欄に施設の管理会社の名前を記載してもよいですか？**

(答) 実際に申告書を作成し、機構からの問い合わせ等に適正に対応ができる担当者を記載してください。